

働くママ・パパ応援

＊ ＊

仕事を持ちながらの出産と子育て

- ・出産後も仕事を続けたい。
- ・子どもが手を離れたら職場に復帰したい。
- ・積み上げてきたキャリアを大切にしたい。困ったときは手助けがほしい。

そんな仕事と育児の両立を目指すお母さん、お父さんをサポートする制度を一部紹介します。

(参考 厚生労働省 働きながらおかあさんになるあなたへ)

＊産前産後休業を取るときは

産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。

産後休業

出産日の翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。

解雇制限

産前産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

＊産後休業後に復職したときは

育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回それぞれ30分以上の育児時間を請求できます。

広 告

内科・消化器内科・内視鏡内科

子育て世代のママさんパパさん、大切な家族と健康に過ごす為、検査をしませんか？

40歳以上から胃がん、大腸がんのリスクが高まります。



胃カメラ



大腸カメラ



腹部エコー検査を行っています



医療法人幸英会

さとう内科おなかクリニック

旧：佐藤胃腸科内科 医師 佐藤 幸一

日本内科学会認定 総合内科専門医
日本消化器病学会認定 消化器病専門医
日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	/	●	●	●	●	/
14:30～17:30	●	/	●	●	●	/	/

※初診の方は診療時間終了30分前までにお越しください。

〒386-0012 長野県上田市中央 1-8-21

TEL 0268-22-2342

FAX 0268-26-1715



母性健康管理措置

出産後1年以内の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、医師等から指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限等

出産後1年以内の女性には、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制が適用される場合も、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。

所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する男女労働者は、会社に申し出る事により、年次有給休暇とは別に1年につき1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、一日単位又は時間単位で病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。

働くママ・パパ応援

広 告

モノづくりにこだわる地元の老舗企業



軽量鉄骨の加工販売



鉄筋加工工事

建築資材部品の販売



東御市と共に半世紀

株式会社 マルイ

マルイは東御市の子育て世帯を応援しています。

《本 社》〒389-0502 東御市鞍掛字上平507

TEL 0268-62-2031 FAX 0268-62-2071

市外局番は **0268** です。 31

*育児休業を取るときは

■ 育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。育児休業は1人の子に対して原則2回に分割して取得できます。また、産後パパ育休と育児休業を合わせれば4回休業できます。

■ 産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)

育児休業とは別に、原則として出生後8週間のうち4週間まで、2回に分割して休業することができます。

■ パパママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。

■ 育児休業(育休)の延長

子が1歳以降で希望保育園がいっぱいで入れない場合は、1歳6か月まで育児休業が延長できます。また、1歳6か月までに希望保育園がいっぱいで入れない場合は、さらに6か月の延長が可能になります。延長を希望する方は勤務先へ確認し、保育係へ申請してください。必要であれば、希望保育園へ入れない旨の証明をお出しします。

*育児休業を取らない場合

■ 保育園に入園

詳細は、P37保育施設をご覧ください。

■ 育児時間

対 象 1歳未満の子どもを育てる女性

育 児 時 間

1日2回、それぞれ30分以上、通常の休憩時間とは別に育児のための時間を付与します。事業所によっては勤務時間の始め、または終わりに取ることもできます。

育児期間中の賃金

有給、無給は事業所によって異なります。